

# 県産農畜水産物輸出品目拡大方針作成業務仕様書

## 1 業務名

県産農畜水産物輸出品目拡大方針作成業務

## 2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

## 3 業務目的

新たに輸出拡大を目指す本県農畜水産物について、戦略的に輸出拡大を図るための基本的な戦略（以下「輸出戦略」という。）を県が策定するため、マーケティング調査を実施し、調査対象国・地域における需要を把握するとともに、適切なターゲティング、ブランディング、効果的なプロモーション手法等を検討の上、品目毎の輸出拡大に向けた方針を作成する。

## 4 前提となる事項

- (1) 本業務で得られた成果物は、輸出戦略策定に向けた基礎資料とするため、県産農畜水産物の輸出障壁、市場性、課題等を十分把握し、今後の取り組みの具体的な指針となるものでなくてはならない。
- (2) 調査対象品目は、日本産の輸出実績があり、有望な輸出品目と考えられる牛肉、米、魚（主にサケ・マス類）とする。
- (3) 調査対象国・地域については、県産果実の輸出実績が多く「やまなし」ブランドの認知度が高い香港、台湾、シンガポールとする。
- (4) 山梨県では調査対象品目について、高品質な県産農畜水産物をプレミアムな商品として販売することを想定している。そのため、小ロットでの取扱が可能な店舗等（小売店、飲食店、ホテル等）への流通に主眼を置き、本調査を実施するものとする。

## 5 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

### (1) 方法

受託事業者は、調査対象品目ごとに、既存データや文献等による情報収集や消費者等へのアンケート調査の他、生産団体等のキーパーソン、主要な輸出・輸入事業者、現地バイヤー、輸出に関して知見を有する者等へのヒアリングにより調査を行い、得られた結果の整理・分析を行うこと。なお、ヒアリング対象者については、山梨県と

協議の上、決定するものとする。

## (2) 県産農畜水産物の環境分析

受託事業者は、次に掲げる調査対象品目の県産銘柄や品種等について、現在の生産・国内外の流通実態等を踏まえ、SWOT分析や5forces等の手法を用い、各県産銘柄や品種等の輸出における内部環境及び外部環境を客観的に整理すること。

なお、既に輸出実績がある品目においては、輸出先国・地域における輸出状況、評価、市場性等を整理し、環境分析に反映させること。

なお、受託事業者は、山梨県の承諾を得た場合は県産銘柄や品種等を変更できるものとする。

| 調査対象品目 | 県産銘柄・品種  |
|--------|--|
| 牛肉     | 甲州牛、甲州ワインビーフ   |
| 米      | コシヒカリ、農林48号、五百川<br>(コシヒカリ、農林48号については、主に梨北米、梨北信玄米、武川米として流通しているもの) |
| 魚      | 富士の介、甲斐サーモン、甲斐サーモンレッド  |

## (3) 調査対象国・地域における調査・分析

調査内容は、牛肉、米、魚（主にサケ・マス類）を対象に、次に掲げる事項を基本として、山梨県との協議により決定するものとする。

- ① 調査対象国・地域のターゲットとする消費者層を対象とした、食に関する嗜好（味の好み、食文化、調理方法等）、日本及び山梨県のイメージ、国産及び県産農畜水産物のイメージ、国産及び県産農畜水産物への関心・求めるもの、山梨県の特徴ある取り組み（アニマルウェルフェア、4パーミルイニシアチブ等）の訴求可能性等
- ② 調査対象国・地域における輸出障壁の有無、需要、その他の課題
- ③ 競合が見込まれる国内他産地から調査対象国・地域への商流の把握
- ④ 調査対象国・地域内における日本産及び海外産の流通及び消費状況（流通形態、取扱店舗（小売、外食、ホテル等）、取引価格、取扱量等）
- ⑤ 調査対象国・地域における効果的なプロモーション手法

## (4) 調査結果のとりまとめおよび方針の作成（KPI）

受託事業者は、(1)、(2)及び(3)の結果をとりまとめ、品目ごとの輸出拡大に向けた方針を作成すること。なお、方針の内容については、山梨県と協議の上、決定するものとする。

## 6 業務成果の取り扱い

### (1) 実施状況及び業務成果の報告等

委託業務の実施状況について、山梨県からの求めに応じて、その時点での実施状況を任意様式により山梨県に報告すること。

委託業務が完了したときは、5の成果を業務完了報告書にとりまとめ、委託契約書に基づき、速やかに山梨県に提出するとともに、次に掲げる資料を山梨県に納品するものとする。

#### ① 業務完了報告書

書面 1部

#### ② 5により得られた成果をまとめた資料

書面 1部

データ (Microsoft Word・Excel・Power Point、PDF等) を保存した CD-ROM  
又は DVD-ROM 1枚

#### ③ 5(4)で作成した方針の概要説明資料

書面 1部

データ (Microsoft Power Point) を②の CD-ROM 又は DVD-ROM に保存

### (2) 事業成果の帰属等

- ① 本業務により得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。
- ② 受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ③ 成果物等に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改編したものを含む)の著作権は、従来からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ④ 受託事業者は、委託業務により制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県への連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (3) 委託業務の遂行に関しては、「県産農畜水産物輸出品目拡大方針作成業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正または調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「県産農畜水産物輸出品目拡大方針作成業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 8 その他事項

- (1) 再委託について  
委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。なお、山梨県の承諾を得たものを除き、委託業務の一部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 仕様の変更について  
受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法が有る場合又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (3) 本業務に要する費用について  
情報収集や調査、ヒアリング、分析等の本業務に要する経費は、すべて委託料に含めるものとする。
- (4) 記載外の事項について  
本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うこととする。
- (5) 紛争処理について  
委託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。